

(公開)

## 第 1 4 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 2 月 2 5 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年2月25日岩沼市役所6階研修室A・Bにおいて、下記案件を審議するため、

第14回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定                    |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名               |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 非農地証明願について               |
| 日程第6 | 農地現状変更届出について             |
| 日程第7 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 日程第8 | 農用地利用集積計画について            |
| 日程第9 | 令和3年分農地賃借料情報の公表について      |

## 1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

## 2、欠席委員

## 3、農地利用最適化推進委員

16番 小田原 智

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	主査	小林 真由
主事	佐々木 常行	主事	渡辺 裕子

## 1、同日午後1時25分開会

- 議 長 ただいまから、第14回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、1番平井博委員、2番長田幸浩委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 議 長 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  
新妻事務局長事務取扱 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  
(「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  
新妻事務局長事務取扱 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも駐車場へ転用するための所有権の移転でございます。なお、この届出の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、1 件受理いたしております。内容につきましては、周囲が山林で、この土地 についても樹木が生い茂り、水はけが悪く営農に適しておらず、今後も農 地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したとい うものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委 員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご質問をいただきます。ご 意見のある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地現状変更届出について、を議題といたしま す。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、農地現状変更届出について、 2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも隣接する農地 の高さまで盛土を行い、畑として利用するため、農地の現状変更を行うも のでございます。なお、この農地現状変更届出の受理につきましては、委 員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご 意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
郡山委員		現状変更ということで、盛り土して畑にするということですが、この書 類を提出する際に誓約書等を添付しているようですが、現状を担任委員 会等できちんと現状変更されているか確認しなくてはいけないと思いま す。整理番号1番の件ですが、道路に隣接している土地で、盛り土したた めに道路に水が溜まってしまっています。私から所有者の方へお伝えしな いといけないとは思っていますが、私が隣でその場所を見ているからわか ったことであって、農業委員さんがいない地域でこのような盛土がある場 合にはきちんと調査することは必要だと思います。
議	長	はい。現況確認する場合、担任委員会等でも確認したほうがよいのでは ないか、というご意見ですが、事務局ではどのように考えていますか。

小林 主査 担任委員会等で調査することは可能ですが、現状変更届出を提出してもらって、盛り土をする前に調査するのか、盛り土をしている途中に調査するのか、盛り土が終わったら完了届を提出してもらうので、完了してから調査するのか考えないといけないですが、完了してから調査する流れでよろしいですか。

郡山 委員長 現状変更をした場合に、我々委員が確認をしなくてもいいのか。  
これについては、農業委員の皆さんがどのようにこの現状変更のことを考えているか、ご意見願います。  
郡山委員より確認をした方がいいという意見がありましたが、現状確認をした方がいいと思う方、挙手願います。  
(賛成多数の挙手)

議 長 挙手多数ということで、それでは現況については農業委員で確認することに決まりました。調査をするタイミングとしては、完了後でよろしいでしょうか。

平井 委員 完了後だと、何かあった場合に注意することになり、当事者が改善するようになればいいが、そういった場合に備えて事前か中間でもいいし、完了する前に調査した方がいいか考えた方がいいと思います。

佐藤 委員 平井委員からの意見のとおり、事前に調査し、道路からいくら下がっているから道路までの高さにします、何cmくらい土盛りをするということを事前に把握しておいて、完了した時点で完了届が出るから、それと合致するかということを確認するために、最初に話を聞いた方がいいと思います。

議 長 他にございませんか。

郡山 委員 現状変更後に調査を行うということでいいと思います。誓約書も添付して現状変更の届を提出しているで、そのとおり施工されているかどうかを確認し、もし変更されていたら誓約書どおり元に戻していただければいいという話だと思います。

佐藤 委員 届出より高くなってしまった場合、現状どおりに戻さなくてはならない。それなら最初に行って、ここまで、ということを確認して、指導したほうがいいと思います。

平井 委員 同感です。

渡邊 委員 施行前と施工後でいいのではないのでしょうか。施行前の現状がわからないと施工後の状態がわからないのでは。

議 長 他にご意見ございませんか。ただいま、施工前がいいのではないかと、施工後がいいのではないかと、施工前と施工後の二回というのと、皆さんどれが検討ください。

議 長 それでは、施工前と施工前後と施工後の三種類で採決したいと思います。この三つの中で一つ自分がいいと思うのに挙手願います。

八 卷 委 員 申し訳ないですが、採決する場合には満場一致にならないといけない案件だと思うので、会長と職務代理者、あと事務局で決めていただければいいと思います。間違いないやり方はおそらく一つしかないと思うので、そこをわかっていただければと思います。

平 井 委 員 事務局にお聞きしますが、現状変更届は年間何件くらいありますか。  
新妻事務局長事務取扱 今年度については、この2件だけです。

平 井 委 員 年間何件もあると大変かと思いましたが、それほどでもないのであれば、八卷委員の仰ったとおり、会長と職務代理者で決めていいと思います。

議 長 では、職務代理者と事務局とで検討し、方針を決めたいと思いますが、それでよろしいですか。  
(「はい」の声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので、報告第4号を終了いたします。

議 長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。

郡 山 委 員 議案書は5頁、6頁、位置図は1頁2頁をご覧ください。2月21日、市役所の会議室で聞き取り、実態調査ということで、私と宮部委員、小田原農地利用最適化推進委員で聞き取り調査をいたしました。菅原委員は都合により欠席でした。貸付人は●●●●氏、借受人は●●●●氏です。借りている土地が2町5反歩ほどありますが、今回は自作地だけを使用貸借するという申請です。貸付人が病気のため、息子さんとの使用貸借を行うということです。去年利用権設定を行って残り9年の土地もありますが、そこは継続し、自作地だけ貸付するようになります。息子さんも同居しており、経営移譲することに何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。  
(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり、許可することに決しました。

議	長	日程第 8、議案第 2 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の 7 頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが 12 件、筆数 48 筆、合計面積 43,370.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは 1 件、筆数 1 筆、合計面積は 1,021.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、2 月 28 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明がありましたが、利用権設定の 8 番から 12 番については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の 1 番から 7 番、所有権移転に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の 1 番から 7 番、所有権移転については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の 1 番から 7 番、所有権移転については計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、長田克美委員、八巻委員は除斥となります。 (長田委員、八巻委員、退席)
議	長	それでは、利用権設定の 8 番から 12 番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
平井委員		この案件以外にも関係するものですが、市内農地は法人であったり担い手に貸し付けすることが多く、利用権設定の期間が 3 年とか 5 年などありますが、10 年に統一すれば事務局として事務量が減るのではないかと考えます。
小林主査		今回中間管理機構との賃貸借が多く、中間管理機構は原則 10 年ですが、利用権設定は岩沼市の基本構想で 3 年を存続期間として決めてい



ます。そのため、3年を基本としておりますが、長期期間の賃貸借を行いたいという希望があれば、地権者と耕作者の間で決めていただいています。

議 長 他にございませんか。  
 （「なし」の声）

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の8番から12番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。  
 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の8番から12番については計画案のとおりとすることに決しました。長田委員、八巻委員の除斥を解きます。  
 （長田委員、八巻委員、着席）

議 長 長田委員、八巻委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 日程第9、議案第3号、令和3年分農地賃借料情報の公表について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の7頁、別紙の令和3年分農地賃借料情報をご覧ください。農地法第52条の規定により、過去1年間に農業経営基盤強化促進法に基づき賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供するものでございます。令和2年との変更点といたしましては、例年物納につきましてはその年の生産者概算金の平均から換算して賃借料に含んでいましたが、昨年は米価が著しく低下しており、賃借料に含むことが適当ではないと判断し、賃借料には物納を含んでおりません。そのため、令和2年の市内全域田の平均について、利用権設定が6,800円、中間管理機構が5,900円でしたので、令和3年と比較するとほぼ横ばいとなっております。また、畑については、令和2年の利用権設定が7,500円、中間管理機構が6,900円でしたので、令和3年と比較すると高くなっておりますが、要因としてはハウスがある畑の賃借料は若干高くなる傾向があり、平均が高くなったものと考えております。また、平均と比べて著しく低額であると認められた賃借料または物納については、データから除外しております。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

郡 山 委 員 この情報、著しい最高額・最低額をカットしているのに最高額・最低額を表示することは紛らわしくないでしょうか。

<p>議 長 小林 主 査 郡 山 委 員 新妻事務局長事務取扱</p>	<p>こちらは農家に全戸配布しますか。 標準農作業料金表の裏面に記載してお配りします。 下に小さく表示されていますが、よく読まないとうわらない。 様式自体は決まっていらないようですが、他の自治体でも例年、同様の表示の仕方をしております。平均だけ表示するというのであれば、平均だけ表示することもできます。</p>
<p>郡 山 委 員 議 長 菅井職務代理者 郡 山 委 員</p>	<p>平均だけの表示でいいと思います。 他の皆さんはご意見ありませんか。 平均以外も表示してもいいと思いますが、表示されない範囲が知りたい。 ●●はほ場整備していない田んぼは2, 0 0 0円です。ほ場整備している田んぼは8, 0 0 0円です。そこがカットされている。無償は賃貸料ではないからここには表示されていないが、実際タダでもいいから田んぼを貸付したい人もいます。その為、ここに最低額が表示されているために解釈を誤る人も出てくるかもしれないと思います。</p>
<p>議 長 小林 主 査</p>	<p>著しい最高額・最低額はどの辺りのことでしょうか。 今回は最低額だけですが、著しい最低額という表示の仕方にするとう誤解を招いてしまうと考えてそのようにしてしております。今仰った2, 0 0 0円と、お米の16.5kgを除いています。</p>
<p>佐 藤 委 員 小林 主 査</p>	<p>その文章にアンダーラインを引いたら読むのでは。 参考にするための情報なので、最低でもこのくらい、最高でもこのくらいという話にはなるので、最低額・最高額を表示しておいた方が地権者さんと耕作者さんが地代を決めるときにこの情報はあった方がいい場合があることを想定してここに表示してしております。</p>
<p>佐 藤 委 員 新妻事務局長事務取扱 木 皿 委 員</p>	<p>隣接している市もこのような表示の仕方になっているのですか。 表示の仕方はそうです。 金額が出ていますが、内容的に同じ条件ですか。西部では、金額8, 0 0 0円となっているが、条件があって金額を設定していると聞いたことがあります。</p>
<p>菅井職務代理者</p>	<p>●●の法人の場合は、8, 0 0 0円ですが、要件として、畦畔は地権者が刈るということになっています。志賀の場合は、山間部だから畦畔になる部分が広いから、その分も含めると本当はもっと安くていいが、プレミアとして自分で刈ってくださいということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地賃借料情報というのは、公表するようにはなっていますが、細かい案件を突き詰めると情報そのものが変な形に歪んでしまうような懸念もしますので、これでいいと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>佐 藤 委 員</p>	<p>あくまでも参考資料ということで、あとは貸し手と借り手で話し合っ</p>

議 長 決めるという従来の形でいいのではないのでしょうか。

議 長 ほかにご意見等ありませんか。

議 長 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、令和3年分農地賃借料情報の公表については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、令和3年分農地賃借料情報の公表については、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第14回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

議 長 (一同 礼)

午後2時10分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長 (会長) \_\_\_\_\_

委員 1番 \_\_\_\_\_

委員 2番 \_\_\_\_\_